

令和 8 年 多賀町議会 6 月第 2 回定例会再開会議録

令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 午後 3 時 5 8 分開会

◎出席議員（8 名）

1 番	小 島	櫻 君	5 番	川 岸	真 喜 君
2 番	一之瀬	浩 治 君	7 番	山 口	久 男 君
3 番	神細工	宗 宏 君	8 番	大 谷	重 温 君
4 番	木 下	茂 樹 君	9 番	富 永	勉 君

◎欠席議員（1 名）

6 番 菅 森 照 雄 君

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	小 菅 俊 二 君
教 育 長	青 木 靖 夫 君	地域整備課長	野 村 博 君
会 計 管 理 者	夏 原 伸 幸 君	文化まちづくり課長	本 田 洋 君
企 画 課 長	古 川 将 司 君	学校教育課長	永 井 慎太郎 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長	竹 田 幸 司 君	生涯学習課長	金 田 信 一 君
福祉保健課長	岡 田 伊久人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 西 村 俊 之

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 0 7 号 令和 8 年度多賀町一般会計補正予算（第 1 号）について (予算特別委員長報告)
日程第 3	請願第 1 号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願 (総務常任委員長報告)
日程第 4	発委第 3 号 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書案
日程第 5	議案第 1 0 8 号 多賀中学校トイレ改修工事（1 期工事）の請負契約

- の締結について
- 日程第 6 議案第 1 0 9 号 令和 8 年度多賀町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 1 1 0 号 令和 8 年度多賀町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議員派遣の件について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について
（総務常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会広報常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会改革特別委員会）

(開会 午後 3時58分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(富永勉君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案3件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長および予算特別委員長に付託案件の審査の結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和8年第2回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日は、委員会に付託をされました補正予算案に加え、追加議案3件を提出させていただきましたので、円滑かつ適切なご決議賜りますようお願い申し上げ、議会再開の挨拶といたします。

(開議 午後 3時59分)

○議長(富永勉君) ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名せず、開会時の指名議員とします。

○議長(富永勉君) 日程第2 議案第107号および日程第3 請願第1号を一括議題とし、総務常任委員長および予算特別委員長により付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

5番、川岸真喜総務常任委員長。

[総務常任委員長 川岸真喜君 登壇]

○総務常任委員長(川岸真喜君) 総務常任委員会における継続審査案件の審査結果の報告を会議規則第77条の規定により報告いたします。

継続審査の案件は、「請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願」についてであります。

審査の経過を報告いたします。6月5日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と紹介議員の山口久男議員に出席を求め、委員会を開催しました。

初めに、山口紹介議員から請願の趣旨が説明されました。次に、他市町での審査結果と前回の当委員会での審査の経過と結果が説明されました。

山口久男紹介議員から、戦前、戦中を通じて、治安維持法により全国で6万8,000人が検挙されている。多くは在日外国人、宗教関係者、文化人である。彦根愛知犬上地区でも30名の方が検挙され、投獄されている。中には虐待、暴行などを受け、全国で約300人が獄中で命を落としている。戦後、これらの犠牲者には何の補償もないまま経過し、現在までにほとんどが亡くなっており、現在生存者は1名である。国に対し、謝罪と賠償を求める請願であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、多賀町では初めての請願提出かとの質問に対し、平成27年に請願を出したが、不採択となったとの回答がありました。

また、委員から、1945年に法律が廃止になって以降、補償を求める動きはなかったのかとの質問に対し、署名運動はあったが、政府の対応はなかったとの回答がありました。

また、委員から、3月で継続審査となってからの動きはとの質問に対し、今のところない。運動としては進んでいないとの回答がありました。

また、委員から、全国の自治体は1,740団体あるが、採択した自治体の数はとの質問に対し、現在、審査中の自治体もある。約400の自治体がこの請願を採択して意見書を提出しているとの回答がありました。

また、委員から、生存者が1人であり、補償の実現は難しいのではないかと質問に対し、実現は難しいが、請願の趣旨に賛同いただくいわゆる趣旨採択でもよいので、意見書を提出していただきたいとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願」については、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

7番、山口久男予算特別委員長。

〔予算特別委員長 山口久男君 登壇〕

○予算特別委員長（山口久男君） 予算特別委員会に付託されました「議案第107号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」、審査を行いましたので、会議規則の規定により報告を行います。

予算特別委員会は、6月9日の午前9時より、委員8名と議長、執行者側より町長、会計管理者、各担当課長、課長補佐および担当者の出席を求め、6月2日の本会議において付託されました「議案第107号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」、審査を行いました。

各課に関する事項について、予算の説明を受け所管ごとに逐条審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告します。

令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,377万8,000円を追加し、歳入歳出55億1,977万8,000円とするものです。

歳入の説明のうち主なものを申し上げます。

国庫負担金は、障害者自立支援費事業負担金として、補装具助成に係る国負担分として負担率2分の1の126万8,000円、国庫補助金は、障がい福祉事業や福祉医療事業において、マイナンバーを活用した資格確認を推進するためのシステム改修費用への補助金として補助率2分の1で、合わせて573万1,000円を受け入れるものです。

国庫交付金は、合併処理浄化槽の設置補助として交付率3分の1で31万3,000円を受け入れるものです。

県負担金は、障害者自立支援費事業負担金として県負担率4分の1で63万4,000円、県補助金は、合併処理浄化槽の設置補助として補助率3分の1で31万3,000円、農村まるごと保全向上対策事業補助金では、補助率4分の3で62万5,000円をそれぞれ受け入れるものです。繰越金は、今回の補正財源として1,489万4,000円を充当するものです。

次に、歳出の説明のうち主なものを申し上げます。

賦課徴収費は、法人税の確定申告により法人町民税について還付金が発生し、当初予算に対する不足分200万円を追加するものです。

社会福祉費は、障がい福祉や福祉医療事業におけるマイナンバーを活用した資格確認を推進していくためのシステム改修費用として、障害者自立支援費では253万円、福祉医療助成費では1,182万8,000円の計上のほか、障害者補装具交付費において必要とされる額に不足額が生じているため253万7,000円の追加です。

次に、環境衛生費は、店舗開業による合併処理浄化槽の設置に当たり、設置補助金135万円の追加です。

農業費は、農村まるごと保全向上対策事業において、交付金の対象面積および増進加算の対象団体が増えたため、83万3,000円を増額するものです。

次に、商工費について、商工振興費では、新規開業支援200万円の補助金の追加、観光費では、多賀観光協会の事業として新たに多賀サービスエリアを起点としたレンタサイクル事業の実証実験を実施するため、観光協会補助金として県が交付予定の補助額

と同額の66万4,000円の追加です。

以上が主な補正予算の概要です。

次に、補正予算の目ごとに担当課長から予算説明があり、所管ごとに審査を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

税務住民課所管に関する事項について、福祉医療のシステム改修の財源内訳の質疑に対し、国の補助金は2分の1で、補助対象に補助対象事業は福祉医療の助成に係るシステム改修で893万2,000円が補助対象額です。補助対象外の経費は、システム構築作業179万5,680円、ファイアウォールの費用110万円であり、合計289万5,680円が町単費となりますとの答弁がありました。

次に、マイナンバーカードの所有率についての質疑に対し、4月末現在、住民基本台帳7,214名中所有者は6,391人であり、所有率は88.5%ですとの答弁がありました。

次に、福祉医療について、住民の手続きはどうなるのかとの質疑に対し、福祉医療の受給券はマイナンバーカードと一体になるため、従来の福祉医療受給券は不要となりますとの答弁がありました。

次に、福祉保健課所管に関する事項について、車椅子等姿勢補助の補助率はどうかとの質疑に対し、国が2分の1、県が4分の1の補助率です。今回、2月と3月に2名の申請があり、車椅子がそれぞれ1台ずつで、姿勢保持装置は、家庭用と保育園療育用にそれぞれ2台分となり、2台で補正額は120万円となりますとの答弁がありました。

次に、産業環境課所管に関する事項についてです。

農村まるごと保全向上対策事業補助金について、環境負荷低減の取組の支援のみどり加算で、6項目について当事者から申出に関して現場確認をしてから受け付けるものかとの質疑に対し、各活動団体から交付の申請を受け、活動の計画の中で今回の増進加算の中のメニューである、例えば長期中干しの対象面積の申請を受け付け、最終的な実績としては直接現場などに行くこともあり、また、書面だけで写真に撮って申請し、実績を出していただきます。担当者が現地に行って確認する場合と書面確認のみの場合もあるとの答弁がありました。

次に、現地確認についての質疑に対し、農村まるごと保全の対象面積になる分は、全部の田んぼ、畑を確認することですが、一旦途中で現地確認します。現地確認作業は、毎年多賀町シルバー人材センターに委託し、10月から11月頃に全ての田んぼと畑を適切に活動されているか確認します。もし疑義が確認されれば、個別の案件として担当者には現地確認することになりますとの答弁がありました。

次に、農村まるごと保全向上対策事業補助金の補正83万円は何団体かとの質疑に対し、対象となる団体は13団体です。令和7年度から取り組まれているのが1団体、残りの12団体のうち、1団体は対象外で、残りの団体が今回の対象となることから、増

額補正をお願いしているとの答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項についてです。

合併処理浄化槽設置事業補助金について、多賀町に転入しなくて住所で開設すれば問題はないということですかの質疑に対し、この事業は、町内に事業所を有するもので補助金要綱において属人に対して定めはないところでの答弁がありました。

次に、文化まちづくり課所管に関する事項についてです。

レンタサイクルの台数は何台かとの質疑に対し、6台を想定しているとの答弁がありました。

レンタサイクル事業の経緯についての質疑に対し、滋賀県のビワイチ推進室から、県内のサービスエリアからレンタサイクルで観光するという実証実験をしたいということで前年度に話があったが、10月以降のため当初予算には間に合いませんでした。県は、外から入れるサービスエリアや高速バスが止まるサービスエリアにおいて、車を駐車し、レンタサイクルで観光する。また、高速バスでサービスエリアまで来られた方がレンタサイクルを利用して地域を観光してもらうことを想定し、高速道路NEXCOや県と地元で協議した共同の実証実験をしようという話が出ておりました。そのため、多賀町としても、以前レンタサイクル事業をしてきたが、自転車の老朽化のため、新たに自転車を買うためのコストなど課題がありました。今回、滋賀県からレンタサイクルの購入費の半額を補助があり、また無人で予約や支払い決済まで完了できるシステムも県の方で作成し、導入してもらえことから、レンタサイクルの実証実験のうち備品の購入費の半額の負担となりますので、多賀町がその分を負担し、観光協会を実施主体として、県と町の補助を加えて今回のレンタサイクルの実証実験をするための補正となりますとの答弁がありました。

補正額66万4,000円の内訳についての質疑に対し、自転車購入費が1台7万5,000円、税抜き7万5,000円のを6台、事業費としては45万円で、その2分の1の22万5,000円が町の補助金です。そのほか、案内看板の設置費用で数か所設置する予定をしています。町の負担として15万円ほど見込んでおります。そのほか、ヘルメットとしては3万円、自転車のスタンド1万円、防犯登録、ライト、サドル、前のヘルメット収納ボックス、自転車に乗るための保険等を積算しての金額になっておりますとの答弁がありました。

次に、がんばる商店応援補助金の補正予算について、申請者と事業内容、計画はどうかとの質疑に対し、申請者は個人事業主で別の店舗も営業されており、今回多賀町で開業されます。事業計画書では、食肉加工処理施設となっており、開業の段階ではレストラン等の併設予定はありません。あくまで取ってきたジビエを処理し、ソーセージやミンチ肉、燻製等加工する食肉加工処理する施設となっています。加工商品の店舗やインターネット等で販売する予定となっています。また、小規模のキャンプ場を4から6サイト設営することになっています。今回のがんばる商店応援補助金の開業に関する対象

経費に関しましては、食肉加工処理施設と浄化槽の設置施設の整備費用というのが補助対象経費になっております。食肉加工としては、2.3m×6.5mのコンテナで、血抜きをすとか解体する側の場所としては2.3m×4.5mと図面上は示されております。そのほか、事務所として2.3m×4.5mのコンテナ施設です。処理頭数は、事業計画では月30頭となっておりますとの答弁がありました。

次に、シカやイノシシを捕まえてから処理するまでの衛生管理上の管理はクリアされているのかとの質疑に対し、食肉衛生の関係で保健所の許可が必要になります。保健所には、設計図面のほか、最低限この設備を入れなさいというルールがあり、当然、確認した上で事業計画を立てているものと理解していますとの答弁がありました。

解体処理後の残渣を含め衛生管理の範囲に入るのかとの質疑に対し、解体処理残渣に関しては、事業計画では示されていないとの答弁がありました。

開業後の管理について、多賀町が立入調査できるのかとの質疑に対し、がんばる商店応援補助金の要綱上はそこまでは記載していません。新規開業に当たり、条件を整えば補助金の制度上は支援することになります。開業、創業後、年に1回、産業状況報告で経営状況を報告していただくのは要綱上盛り込まれていますとの答弁がありました。

この事業主は狩猟免許を持っているのか。食肉加工は誰がされるのかとの質疑に対し、狩猟免許を取得しており、猟友会にも所属しております。食肉の加工の部分で2名雇用する計画とされていますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「議案第107号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」採決を行い、原案どおり、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 以上で、総務常任委員長報告および予算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長および予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第107号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第107号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第107号は予

算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願」についての討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(富永勉君) 着席ください。起立全員であります。よって、請願第1号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で4時30分とします。

(午後 4時22分 休憩)

(午後 4時32分 再開)

○議長(富永勉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま川岸真喜総務常任委員長から、「発委第3号 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書案」が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

なお、日程第4から日程第8を1号ずつ繰り下げ、発委第3号を日程第4とします。

事務局より日程表および議案の配布を行います。

暫時休憩をいたします。

(午後 4時33分 休憩)

(午後 4時36分 再開)

○議長(富永勉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 「発委第3号 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長(川岸真喜君) それでは、意見書案を朗読し、趣旨説明とさせていた

できます。

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書案。

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に検挙された人は6万8,274人、うち起訴された人は6,550人、検挙、勾留された人は数十万人に上ると推測されます。そのうち、警察署で虐殺された人は93人、刑務所、拘置所での虐待、暴行、発病などによる獄死者は約300人に上っています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対しては政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で、戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が行われています。日本弁護士連合会主催の人権擁護大会、1993年10月は、治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者としてその行為は高く評価されなければならないと指摘し、補償を求めています。再び戦争と暗黒政治を許さないために、国が治安維持法犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすることを求めます。

ついては、下記事項について実現を図られたい。

記。1つ目、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。

2つ目、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。

3つ目、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月19日。滋賀県多賀町議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣宛て。

以上で、「発委第3号 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書案」の趣旨説明を終わります。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発委第3号 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書案」は、原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、発委第3号は、原案

のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を関係行政庁に提出をいたします。

○議長（富永勉君） 日程第5 「議案第108号 多賀中学校トイレ改修工事（1期工事）の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第108号 多賀中学校トイレ改修工事（1期工事）の請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

去る5月27日、多賀中学校トイレ改修工事（1期工事）に係る条件付一般競争入札を執行し、5者による入札の結果、滋賀県長浜市大戌亥町1001番地、長住建設株式会社、代表取締役、松居慶浩が5,580万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ、総額6,138万円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事場所につきましては、多賀町大字多賀210番地。

工事概要といたしましては、多賀中学校の校舎西側1階から3階までにおけるトイレの洋式化および乾式化工事で、施工面積129㎡、1階部分は多目的トイレ1室、職員、来客用の男子、女子トイレ各1室を。2階部分は多目的トイレ1室、および生徒用男子、女子トイレの各1室をそれぞれ改修するものでございます。

工期につきましては、本契約締結日の翌日から令和8年10月31日までとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第108号 多賀中学校トイレ改修工事（1期工事）の請負契約の締結について」は、賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第108号は可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第6 「議案第109号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第109号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第2号）について」、ご説明申し上げます。

追加議案書3ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、早急に予算化をさせていただきたい行政需要が生じたので、追加の予算措置をお願いするものでございます。

第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ821万8,000円を追加し、歳入歳出55億2,799万6,000円とするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、8ページ歳入からご説明いたします。

50款15項国庫委託金は、読書のまちづくり推進事業について、国に事業提案をさせていただいたところ、本年5月末に採択を受けましたことから、採択額300万円を予算化するものです。

次に、20項国庫交付金、地方創生臨時交付金は、中東情勢を背景とした物価高騰に係る国の補正予算が6月5日に成立したことを受け、多賀町への交付額452万9,000円を受け入れるものです。

75款繰越金は、今回の補正財源として68万9,000円を充当するものです。

次に、歳出を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

20款10項10目塵芥処理費では、燃やすごみ袋販売におきまして、過年度支払い分について未払い金が判明し、その精算を早急に行いたく11万8,000円をお願いするものです。

また、15項上水道費では、歳入でご説明いたしました国の交付金を活用し、速やかに物価高騰に対する生活者支援を実施するため、上水道料金について、令和8年6月使用分から9月までの4か月分、従量料金の減免額をさらに500円引き上げたく、係る費用について、水道事業会計への繰出金510万円をお願いするものです。

45款25項55目図書館費では、国の採択を受けた読書のまちづくり推進事業の執行予算、合わせて300万円をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第１０９号 令和８年度多賀町一般会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第７ 「議案第１１０号 令和８年度多賀町水道事業会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村地域整備課長。

〔地域整備課長 野村博君 登壇〕

○地域整備課長（野村博君） 「議案第１１０号 令和８年度多賀町水道事業会計補正予算（第１号）について」、ご説明いたします。

このたびの補正予算は、今般の物価高の影響を受ける地域住民の生活支援を行うことを目的に、現行行っております一般家庭用住宅の水道料金基本使用料と使用料従量料金５００円の減免に加え、令和８年６月から９月までの４か月分の使用料に対し、さらに使用料従量料金から５００円の減免をお願いするものでございます。

それでは、議案書によりご説明いたします。

追加議案書１１ページとなります。

第２条記載の収益的収入および支出の補正につきまして、収入では、第１款水道事業収益において３０万円を増額し、収入総額を３億６,７１１万５,０００円とするものです。

この内訳といたしましては、第１項営業収益を４８０万円減額し、第２項営業外収益を５１０万円増額し、これを差し引く額であります。

次に、支出では、第１款水道事業費用、第１項営業費用において３０万円を増額し、支出総額を３億３,７７１万２,０００円とするものです。

続いて、詳細を予算計画説明書にてご説明させていただきます。

追加議案書１３ページとなります。

収益的収入では、１款水道事業収益の総額を３億６,７１１万５,０００円、１項営業

収益、1目給水収益において、水道使用料従量料金減免相当額480万円を減額し、款同じく、2項営業外収益、2目他会計補助金において水道使用量従量料金減免に伴う減収相当額ならびにシステム改修に係る額を合わせた510万円を多賀町一般会計より物価高騰対策補助金として受け入れる計画であります。

次に、収益的支出では、1款水道事業費用の総額を3億3,771万2,000円とし、1項営業費用、4目総係費において、システム改修に係る委託料30万円を執行する計画でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第110号 令和8年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第8 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布していますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第9 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会ならびに議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等についての条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付されました案件は全て終了しました。

去る6月2日開会、本日の18日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和8年6月第2回多賀町議会定例会を閉会します。

（午後 4時54分 閉会）

多賀町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 富 永 勉

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 岸 真 喜